

# (案)

立 教 生 第 号  
平成29年7月日

立川市文化財保護審議会会長 殿

立川市教育長 小 町 邦 彦

立川市文化財保護条例第3条において、「市文化財の指定は、立川市教育委員会が行う」と規定されています。

また、同条第17条において「(立川市教育)委員会の諮問に応じ、市文化財の保存及び立川市歴史民俗資料館の運営について必要な事項を審議するため、立川市文化財保護審議会を設置する」と規定されていることから、同条に基づき下記のとおり、立川市文化財保護審議会に諮問いたします。

## 記

### 1 諮問事項

立川市指定有形文化財「阿豆佐味天神社本殿附棟札」として名称を変更し、あらためて指定することについて

### 2 諮問の趣旨

昭和45年11月に市指定有形文化財に指定された「阿豆佐味天神社本殿付棟札」は、文化財指定当時の市の文書規定により、附(ついたり)指定の名称に「付」の字をあて表記し、市指定文化財の名称としているが、次の理由から「附」の字に変更したい

- (1) 現在、国や東京都などの指定文化財の名称表記では、「附」の字で表記することが通例かつ一般的であること
- (2) 昭和51年3月に市指定有形文化財に指定された「柴崎村野帳附柴崎村地図」、同じく平成25年3月に指定された「砂川村野取反別帳・附砂川村絵図」は、「附」の表記を使用しており、同じ意味の表記において、2つの表記が混在していること